

東京都北区身体障害者用自動車改造費補助事業実施要綱

18北福障第1113号

平成18年9月22日区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第3項に基づき重度身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付することにより、重度身体障害者の社会参加の促進を図り、もってその福祉の増進に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 補助金は、次に掲げる条件をすべて満たす者に対して交付する。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者で、北区に居住する18歳以上の1級又は2級の上肢、下肢又は体幹機能障害者
- (2) 本人又は扶養義務者の前年の所得が、特別障害者手当に係る所得制限限度額の範囲内の者
- (3) 就労等のために、自らが所有し、運転する自動車の一部を改造する必要がある者

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 操向装置の改造に要する費用
- (2) 駆動装置の改造に要する費用

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、同一の自動車につき133,900円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 東京都北区地域生活支援事業補助申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（東京都北区移動支援費補助事業実施要綱（平成18年9月22日区長決裁18北福障第1103号）別記第5号様式）
- (2) 自動車改造費補助金交付申請に係る具体的内容届出書（別記第1号様式）
- (3) 改造の箇所及び経費を明らかにした改造を行う事業者の見積書
- (4) 運転免許の取得に際し付された条件が確認できるもの（提示）

（補助金の交付の決定及び通知）

第6条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その結果を東京都北区地域生活支援事業補助交付決定（申請却下）通知書（東京都北区移動支援費補助事業実施要綱（平成18年9月22日区長決裁18北福障第1103号）別記第6号様式）により申請者あて通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 区長は、前条の規定による補助金の交付の決定に当たっては、補助金の交付の目的を達成するために、速やかに当該自動車の改造を行うことを条件として付するものとする。

（補助金の請求）

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、次に掲げる書類を区長に提出し、請求するものとする。

- (1) 自動車改造補助金請求書（別記第2号様式）
- (2) 改造の箇所及び経費を明らかにした改造を行った事業者の請求書
- (3) 当該自動車の車検証（提示）

（支払い）

第9条 区長は、前条の規定により補助金の請求を受けた場合は、当該自動車

の車検証により、改造が良好に実施されているか否かを検査し、相当と認め
たときは請求者に支払うものとする。

(関係機関との連絡)

第10条 区長は、この事業の実施に際し、陸運事務所等の関係機関及び改造
を行おうとする事業者との連絡を密にするものとする。

(委任)

第11条 この要綱の実施に必要な事項は、健康福祉部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 北区身体障害者用自動車改造費助成実施要綱（昭和57年10月1日区長
決裁）は廃止する。

付 則（平成25年3月6日区長決裁24北福障第4619号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成31年3月15日区長決裁30北福障第5356号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。